

建設系CPD協議会 運営規程

制定 平成15年7月25日
改正 平成18年2月28日
一部改定 平成19年7月4日
一部改定 平成19年9月5日
一部改定 平成20年6月9日
一部改定 平成22年3月12日
一部改定 平成23年3月10日
一部改定 平成23年6月2日
一部改定 平成23年12月1日

(目的及び設置)

第1条 建設系分野に係わる技術者の能力の維持・向上を支援するため、関係学会および協会間でのCPD(継続教育)の推進に係わる連絡や調整を図る目的をもって、建設系CPD協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 継続教育に係わる諸課題の調整に関すること。
- (2) 継続教育に取り組む技術者の利便性向上に関すること。
- (3) その他、継続教育の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

- 2 協議会に会長および副会長をそれぞれ1名置き、第5条に定める運営委員会の委員の互選に基づき、選出団体の承認を得て決定する。
- 3 構成団体以外の団体が協議会に加入を希望する場合は、運営委員会で協議してこれを決定する。

(会長等の職務および任期)

第4条 会長は、協議会の代表として、協議会の円滑な運営を図る。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 会長および副会長の任期は原則として2年とする。ただし、任期満了以前に交代することができる。また、再任は妨げない。

(運営委員会)

- 第 5 条 協議会に、第 2 条に定める事項を協議する運営委員会を設ける。
- 2 運営委員会の委員は、構成団体の継続教育担当の理事または継続教育関係委員会の委員長またはそれらに準ずる者とし、構成団体の推薦による。
 - 3 運営委員会には委員長および副委員長を置き、協議会の会長および副会長がそれぞれ委員長および副委員長を兼ねることができる。
 - 4 運営委員会は、必要に応じ、委員長が招集し、自ら議長となる。
 - 5 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
 - 6 委員長は副委員長と協議の上、必要に応じてオブザーバーの参加を求めることができる。

(専門部会)

- 第 6 条 協議を円滑に行うために、会長は、運営委員会の承認を得て、必要に応じて、協議会に専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会に属する委員は、構成団体の推薦による。
 - 3 運営委員会の委員と専門部会委員はこれを兼ねることができる。
 - 4 専門部会には部会長を置くものとする。
 - 5 部会長は運営委員会の委員の互選に基づき、会長が指名する。
 - 6 専門部会は、必要に応じ、部会長が招集し、自ら議長となる。

(任期)

- 第 7 条 委員の任期は原則として 2 年とするが、選出団体の申し出により任期満了以前に交代することができる。また、協議会の運営に必要な場合には、選出団体の承認を得て、任期を延長することができる。

(事務局)

- 第 8 条 協議会の事務局は、原則として会長の選出団体に置く。
- 2 事務局は、協議会、運営委員会および専門部会の庶務事項を担当する。

(費用)

- 第 9 条 協議会、運営委員会および専門部会の運営に必要な経費は、運営委員会で協議し、別途定める。

(退会)

- 第 10 条 各構成団体は、自らの意志で協議会を退会することができる。

(相互協力協定)

第 1 1 条 協議会の運営を円滑に進めるため、別途「相互協力協定書」を締結する。

(規程の変更)

第 1 2 条 本運営規程の変更は、運営委員会にて審議し、構成団体の承認を得て行うことができる。

付 則 (平成 1 5 年 7 月 2 5 日 建設系 C P D 協議会承認)
本運営規程は、平成 1 5 年 7 月 2 5 日から施行する。

付 則 (平成 1 8 年 2 月 2 8 日 建設系 C P D 協議会承認)
本運営規程は、平成 1 8 年 2 月 2 8 日から施行する。

付 則 (平成 1 9 年 7 月 4 日 運営委員会承認)
本運営規程は、平成 1 9 年 7 月 4 日から施行する。

付 則 (平成 1 9 年 9 月 5 日 運営委員会承認)
本運営規程は、平成 1 9 年 9 月 5 日から施行する。

付 則 (平成 2 0 年 6 月 9 日 運営委員会承認)
本運営規程は、平成 2 0 年 6 月 9 日から施行する。

付 則 (平成 2 2 年 3 月 1 2 日 運営委員会承認)
本運営規程は、平成 2 2 年 3 月 1 2 日から施行する。

付 則 (平成 2 3 年 3 月 1 0 日 運営委員会承認)
本運営規程は、平成 2 3 年 3 月 1 0 日から施行する。

付 則 (平成 2 3 年 6 月 2 日 運営委員会承認)
本運営規程は、平成 2 3 年 6 月 2 日から施行する。

付 則 (平成 2 3 年 1 2 月 1 日 運営委員会承認)
本運営規程は、平成 2 3 年 1 2 月 1 日から施行する。

別表 (第 3 条)

社団法人 空気調和・衛生工学会

社団法人 建設コンサルタンツ協会

公益社団法人 地盤工学会
一般社団法人 全国上下水道コンサルタント協会
一般社団法人 森林・自然環境技術者教育会
社団法人 全国測量設計業協会連合会
社団法人 全国土木施工管理技士会連合会
公益社団法人 土木学会
土質・地質技術者生涯学習協議会
（事務局：(社)全国地質調査業協会連合会）
社団法人 日本環境アセスメント協会
公益社団法人 日本コンクリート工学会
公益社団法人 日本技術士会
社団法人 日本建築士会連合会
社団法人 日本造園学会
公益社団法人 日本都市計画学会
社団法人 農業農村工学会